令和８年１０月１日
半田職業安定協会

障害者雇用関係・高年齢者雇用関係
助成金説明会／個別相談会のご案内

障害者法定雇用率が、本年７月から 2.7%へ 0.2%引き上げられました。
また、高年齢者の雇用継続が 70 歳まで努力義務となっています。
コンプライアンスはもとより、少子・高齢化の進行により労働力人口の減少が見込まれるなか、働く意欲と能力のある障害者ならびに高年齢者の方々が、社会の支え手としていきいきと働き続けることのできる環境が求められています。
そこで、企業の障害者ならびに高年齢者の新規雇用・継続雇用に必要な人件費や職場環境の整備、介助支援等に各種助成金がご活用いただけます。
つきましては、助成金取扱機関による説明会および支給申請に向けた個別相談会を開催します。この機会に、各種助成金への理解を深め、有効活用いただきますようご案内申し上げます。
日程等のご案内は、本書裏面の「参加申込書」をご参照ください。
なお、「参加申込書」は当協会ＨＰに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用いただけます。
http://www.handashokuankyoukai.or.jp/seminar/index.html

障害者雇用関係助成金

◇ キャリアアップ助成金・・・・・・【障害者正社員化コース】正規雇用・無期雇用等への転換
◇ 特定求職者雇用開発助成金・・・・ 新たに障害者等を雇い入れ
◇ トライアル雇用助成金・・・・・・ 障害者を一定期間試行的に雇い入れ

◇ 障害者作業施設設置等助成金・・・ 障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備
◇ 障害者福祉施設設置等助成金・・・ 障害者の福祉の増進のための福祉施設等の設置・整備
◇ 障害者介助等助成金・・・・・・・ 障害者の雇用管理に必要な介助等の配置・委嘱
職場復帰支援助成金・・・・・・・ 現場復帰のために必要な職場適応の措置を行う
職場支援員の配置・委嘱助成金・・ 業務遂行に必要な援助や指導を行う支援員の配置・委嘱
◇ 職場適応援助者助成金・・・・・・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置等
◇ 重度障害者等通勤対策助成金・・・ 障害者の通勤を安易にするための措置
◇ 障害者職業実習等支援事業・・・・障害者を雇用したことがない事業所で現場実習又は職場見学等を行う

高年齢者雇用関係助成金

６５歳超雇用推進助成金
Ⅰ ６５歳超継続雇用促進コース・・・・・６５歳以上への定年引上げ、定年制廃止、希望者全員を対象とする６６歳以上の継続雇用制度導入
Ⅱ 高年齢者無期雇用転換コース・・・・・５０歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換
Ⅲ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース・・・高年齢者雇用管理整備措置の実施

◇ 特定求職者雇用開発助成金・・・・・・・新たに高年齢者等を雇い入れ